

処 分 基 準

平成15年9月8日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第58条の4
処 分 の 概 要：過積載車両に係る指示
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部交通部交通指導課
備 考：

別紙：

処分基準：

過積載運転行為に係る使用者に対する指示の運用基準

1 指示の運用基準

- (1) 過積載運転行為（法第57条第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為）に係る指示は、過積載運転行為が行われ、当該運転者に法第58条の3第1項又は第2項の規定による命令（以下「措置命令」という。）がされた場合において、次のいずれかに該当しているときに限り行うものとする。
 - ア 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両について過去1年以内に1回以上過積載運転行為が行われ、当該車両につき措置命令がされた場合における当該使用者であるとき。
 - イ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを命じ、若しくは当該運転者が過積載運転行為をすることを容認していた場合又はこれに準ずるような事情がある場合
 - ウ 車両の使用者等が、当該運転者に当該過積載運転行為をすることを誘発するような行為をしていた場合
 - エ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に過積載運転行為に係る指示を受けた者である場合
 - オ 車両の使用者が、当該車両の使用の本拠の位置において使用する車両の運転について、過去1年以内に下命・容認に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）又は指示に係る使用制限（過積載運転行為に係るものに限る。）を受けた者である場合
- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、指示を行わないものとする。
 - ア (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為について、下命・容認に係る使用制限又は指示に係る使用制限をすることとなる場合
 - イ (1)のアからオまでのいずれかに該当することとなる過積載運転行為に係る車両が、過去1年以内に指示を受けた使用者の当該指示に係る車両である場合（当該指示が現に効力を有する場合に限る。）

2 指示の内容

指示の内容は、過積載運転行為に係る車両の使用の態様に応じて、使用者が講ずるべき措置をできるだけ具体的に示すように努めるものとする。

3 指示の方法

指示は、理由を付した文書を交付して行うものとする。

4 留意事項

- (1) 指示に係る過積載運転行為は、当該車両の使用者以外の運転者がしたものに限られること。
- (2) 使用者の異同、使用の本拠の位置の異同、使用の態様等について疑義がある場合には、法第75条の2の2第2項の規定による報告又は資料の提出を要求するなど疑問点の解明に努めること。